

学校教育部学校教育室 会計年度任用職員（学習支援員）の名簿登録者募集  
要項

令和2年8月18日以降に任用する会計年度任用職員の登録者を次のとおり募集します。特に小・中学校、高校、幼稚園教諭の免許又は保育士の資格のある方、または将来これらの職種を目指している方の応募を希望します。

任用の場合は所属の担当者から本人へ連絡します。

※登録者の中から必要に応じて選考の上、任用しますので、登録された方が必ず任用されるわけではありません。なお、この登録は令和3年3月31日まで有効です。

1 募集職種

学習支援員

2 主な勤務内容

- (1) 授業中の個別学習や補充学習の支援（学習理解の差異に応じた個別指導など）
- (2) 学級担任・教科担任のサポート（提出物の点検、授業準備の補助など）

以下の欠格条項のいずれかに該当する人は登録できません。

欠格条項（地方公務員法第16条）

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 勤務条件

任用期間	令和3年3月31日まで（最長）
勤務日	週1日から5日 （勤務先となる学校の体制等により異なる場合があります。詳細は面接時等に御確認ください。）
勤務時間	1日1時間から3時間程度 （勤務先となる学校の体制等により異なる場合があります。詳細は面接時等に御確認ください。） 公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、勤務時間以外の時間に勤務を命ずることがあります。
勤務場所	市内の公立小学校または中学校
給与	時給1,156円（地域手当等を含む）
諸手当等	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、通勤手当等が支給されます。ただし、勤務先の学校において既に別の職種で勤務されている場合において、当該職種の勤務日に重ねて学習支援員として勤務した日については、通勤手当は支給されず、期末手当も支給されません。
休暇	勤務日数及び任用期間に応じて年次休暇等を付与
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
その他	通勤途中及び勤務中において、災害に遭われた場合は、労働者災害補償保険法の定めるところにより、補償が行われます。 任用時はすべて条件付とし、原則として任用後1か月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

- ※1 任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。
- ※2 任用までの間に、任用することにふさわしくない非違行為等があった場合は、任用しません。
- ※3 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は任用されません。
- ※4 任用の場合は所属の担当者から本人へ連絡しますので、詳細な勤務条件についてはその際にお問い合わせください。

#### 4 登録手続

所定の用紙「令和2年度 会計年度任用職員（学習支援員）登録票」に必要事項を記入し、下記の送付先に持参又は郵送してください。

なお、持参する場合は、あらかじめ持参する日時を下記の連絡先まで電話してください。

送付先：〒564-0027

吹田市朝日町3番415号 吹田市教育委員会学校教育部学校教育室 宛  
(封筒の表に朱書きで「会計年度任用職員登録票 在中」と御記入ください。)

連絡先：学校教育部学校教育室（06）6155-8229